

# 鶴巻温泉病院 院内感染対策指針

## 1. 基本的考え方

患者および訪問者、職員などすべての人々への感染症への危険を及ぼさない安全な医療環境を提供するために、院内感染を未然に防止し、感染症が発生した場合は迅速かつ適切な対策を行い、終息を図る。鶴巻温泉病院においては、本指針により、院内感染対策を行う。

## 2. 委員会および組織に関する基本的事項

感染対策委員会、その下部組織としての感染対策チーム、抗菌薬適正使用支援チーム、レジオネラ症防止対策チームを窓口としての感染管理室を設置する。さらに、安全管理委員会、外来部門、中央材料室等と連携し、感染対策を遂行する。

### (1) 感染対策委員会

病院長の諮問委員会として設置する。感染管理室や他委員会からの協議事項を検討するとともに、感染対策に関する組織の方針を決定し、鶴巻運営会議に上申する。

### (2) 感染管理室

病院長直下の組織として設置する。感染管理者として専従の看護師を置き、専任の医師、薬剤師、臨床検査技師を構成員とする。感染対策委員会に必要事項や検討課題を提出し、委員会が決定した方針に基づき組織横断的に感染対策を遂行する権限を持つ。さらに、地域、外部施設との相談・連携の窓口となる。

### (3) 感染対策チーム

感染対策委員会の下部組織として、専任のICD、専任の薬剤師、専任の検査技師、感染管理室専従看護師から組織される。各部門における感染対策に関わる問題を提出し、改善に向けて取り組む。

## 3. 職員に対する研修・教育に関する基本的方針

感染対策の基本的考え方および具体的方策等について、職員に周知徹底を図ることを目的に、全職員を対象に年に2回程度勉強会を開催する。また、必要に応じて個別、部署単位、職種単位の勉強会を開催する。入職時には、感染防止のための初期研修を行う。

また、感染対策を目的とした院外の各種学会、研修会、講習会の開催情報を広く告知し、参加希望者を支援する。これら諸研修の実施内容及び参加実績(開催または受講日時、出席者、研修項目)を、記録保存する。

## 4. 感染・感染症の報告に関する基本的方針

院内で問題となる感染・感染症の発生を認めた場合には、病棟(原則、所属長)は感染管理室に報告する。感染管理室から、病院長、専任のICD および関連部署に報告する。

特に、結核発生時、感染管理室はすみやかに保健所に報告し、相談の上対策を開始する。

5. 感染症発生時の対応に関する基本的方針

院内で問題となる感染・感染症発生の報告があった場合、感染管理室を窓口として迅速に対応する。状況に応じて、感染対策委員会臨時会議を開催し、関連部署とも連携して対応にあたる。感染管理室および感染対策委員会は、発生の原因を分析し、改善策を立案して実施するとともに、職員に周知する。また、実施された改善策の評価を行う。

6. 当指針の閲覧に関する基本的方針

当指針は、院内ランにて閲覧可能である。(職員向け)患者及びその家族等から当指針の閲覧の求めがあった場合には、これに応ずる。

7. その他

全職員が知っておくべき院内感染対策の具体的実施法に関しては、別途感染対策マニュアルを作成する。また、必要に応じてマニュアルの改訂を行う。マニュアルは感染対策委員会の議を経て、鶴巻運営会議での承認の下に策定及び変更するものとする。院内感染防止のため、全職員は感染対策マニュアルを遵守する。

以上

2006年11月30日 感染対策委員会にて審議

2022年4月25日 鶴巻運営会議承認

2025年1月14日 鶴巻運営会議承認